

令和5年仙審第3号

裁 決

モーターボートAカヌーB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

指定海難関係人 b

職 名 カヌーB乗組員

本件について、当海難審判所は、理事官高橋政章出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和4年10月16日11時23分

新潟県直江津港

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA カヌーB

総 ト ン 数 2.8トン

全 長 3.47メートル

登 録 長 9.18メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 210キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、舵輪前方の棚上に左舷側から順に魚群探知機兼用のGPSプロッター、GPSプロッター、レーダー及び機関遠隔操縦装置、右舷後方に椅子をそれぞれ備えたFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、釣りの目的で、船首0.6メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和4年10月16日06時10分直江津港を発し、同港北西方沖合の釣り場で釣りを行った後、10時40分同釣り場を発進して帰途に就いた。

a受審人は、知人2人が操舵室で、同1人が船尾甲板でそれぞれ休息する中、自らは椅子に腰を掛けて操船に当たり、直江津港北西方沖合を南下した後、同港の西防波堤と沖防波堤との間の潮切りを通過し、11時20分僅か前直江津港帝石シーバース灯（以下「帝石シーバース灯」という。）から285度（真方位、以下同じ。）1,200メートルの地点で、針路を180度に定め、10.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行した。

a受審人は、11時22分半僅か過ぎ帝石シーバース灯から243度1,300メートルの地点に達したとき、左舷船首68度130メートルのところBを視認することができ、同船がほとんど移動しないことから漂泊中であることが分かる状況であったが、左舷方を一見して何も見掛けなかったことから、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、Bの存在に気付かず、近距離のところ針路を112度に転じ、同船に対して衝突の危険

を生じさせた。

こうして、a受審人は、Bを避けないで続航し、11時23分帝石シーバース灯から238.5度1,220メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、その船首がBの右舷船尾部に後方から23度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力2の北風が吹き、潮侯は下げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、推進機関を有しないFRP製カヌーで、b指定海難関係人が1人で乗り組み、有効な音響による信号を行うことができる手段として笛を備え、救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首尾とも0.15メートルの喫水をもって、同日06時10分直江津港を友人の船2隻とともに発し、同港の釣り場に向かった。

ところで、b指定海難関係人は、カヌーに乗船するのが2回目で、直江津港では初めての経験であることから、友人に操船の指導を受けながら釣りをを行う予定で発航したものであった。また、Bは、同指定海難関係人がパドルを用いて全力で漕ぐと毎時約6キロメートルの対水速力で移動することができた。

b指定海難関係人は、縦横それぞれ約35センチメートルの黄色の燕尾旗を水面上高さ約1.5メートルのところに掲げ、直江津港を移動しながら釣りを行った後、11時10分衝突地点付近で、船首を南東方に向けて漂泊を開始し、軽食を取り始めた。

b指定海難関係人は、11時22分半僅か過ぎ衝突地点で、船首が135度を向いていたとき、右舷船尾23度130メートルのところに、Aを視認することができ、近距離のところで自船に向首して針路を転じ、衝突の危険を生じさせて接近する状況であったが、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b 指定海難関係人は、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらないまま漂泊を続け、11時23分僅か前至近に迫ったAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が135度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首外板に擦過傷を、Bは、右舷船尾部外板に亀裂等をそれぞれ生じ、b 指定海難関係人が右肩打撲等を負った。

#### (航法の適用)

本件は、港則法が適用される直江津港において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、同法には本件に適用される航法規定がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないことから、同法第38条及び第39条を適用して船員の常務によって律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、直江津港において、航行中のAが、見張り不十分で、近距離のところでは漂泊中のBに向首して針路を転じ、衝突の危険を生じさせて進行したことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、直江津港において、航行する場合、前路の他船を見落とすことがないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、左舷方を一見して何も見掛けなかったことから、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂泊中のBに気付かず、近距離のところでは同船に向首し

て針路を転じ、衝突の危険を生じさせて進行して衝突を招き、A及びB  
両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b 指定海難関係人を負傷させるに至っ  
た。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、  
同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か  
月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

仙台地方海難審判所

審判官 植 松 正